

## 御前崎市環境基本条例

(平成18年12月25日条例第21号)

## 目次

- 第1章 総則(第1条 - 第7条)
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第8条 - 第20条)
- 第3章 環境保全対策審議会(第21条・第22条)
- 附則

御前崎市は、北部は牧之原台地から続く丘陵地帯、南部は御前埼灯台の建つ岬や遠州灘海岸の砂丘地帯など豊かな自然環境に恵まれ、その恩恵を享受する中で地域固有の文化を育み、大切に守り育ててきた。

しかしながら、近年の社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴う都市生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕著化してきており、生活の利便性が高まる一方で環境への負荷を増大させ、生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしている。

私たち市民は、この自然環境に恵まれた中で住みよい生活を確保するため、自然と共生し、自らの生活様式や社会活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築しなければならない。

このような認識の下に、私たち市民は共に力を合わせて、環境の保全と創造を推進し、健康で安全かつ快適な生活の確保のため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号。以下「法」という。)の精神にのっとり、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害の防止、自然の恵沢の確保等並びに、水及び空気、そこに生息する動植物等の自然の構成要件を有効に活用することにより、環境に優しく、市民が潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を創り出すことをいう。

## (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ快適な生活を営む上で欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好で快適な環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然環境に恵まれた市の特性を生かし、自然と人との共生を確保し、すべての者が公平な役割分担の下で環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、自主的かつ積極的に市民が取り組むことによって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であるため、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市の自然的条件及び社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、事業者及び市民の参加及び協力を促進し、その意見を適切に反映するとともに、事業者及び市民の環境の保全に関する活動を支援し、及びこれに協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動が環境に与える影響を認識するとともに、これに伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を自ら積極的に講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

第7条 旅行者その他市に滞在する者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するとともに、その滞在に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互

の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全並びに自然環境の適正な保全が図られること。
- (2) 地域性豊かな自然景観を保全するとともに、歴史的遺産及び文化的遺産の保全並びに緑化の推進を図ることにより、人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (3) 森林、海岸等における多様な自然環境が良好な状態に保持されるとともに、野生生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保が図られること。
- (4) 資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用等を促進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、第21条の御前崎市環境保全対策審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更を行う場合について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保し、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(規制的措施)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議して必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措施)

第12条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置を講ずるように努めるものとする。

- (1) 必要かつ適正な財政上の措置その他の措置
- (2) 適正かつ公平な経済的負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果その措置を講ずることが特に必要と認められるときは、そのために必要な措置

(公共的施設の整備等の推進)

第13条 市は、下水道、一般廃棄物処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備、その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者等による資源の循環

的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

第15条 市は、市民、事業者等が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減等に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(次条において「民間団体等」という。)が自発的に行う再生資源に係る回収、地域の緑化その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第15条の教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民、事業者又は民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を市民、事業者又は民間団体等に適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究等)

第18条 市は、国、他の地方公共団体及びその他関係機関と協力して、環境の保全及び創造に関する監視及び測定並びに調査研究、情報の収集に努めるものとする。

(公害に係る苦情処理)

第19条 市は、公害に係る苦情処理については、静岡県その他の行政機関と連携し、迅速かつ適正に処理するよう努めるものとする。

(国等との協力)

第20条 市は、地球環境の保全に関する施策その他広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

### 第3章 環境保全対策審議会

(環境保全対策審議会)

第21条 市長の諮問に応じ環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、法第44条の規定に基づき、御前崎市環境保全対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(報酬及び費用弁償)

第22条 審議会の委員の報酬及び費用弁償の額は、御前崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年御前崎市条例第37号)に定める審議又は調査を行う附属機関等の委員の例による。

### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。